

郡山市営住宅の入居手続の猶予に関する要綱

令和6年3月26日制定

[建設部住宅政策課]

(目的)

第1条 郡山市営住宅条例（平成9年郡山市条例第31号。以下「条例」という。）第11条第3項及び郡山市営住宅条例施行規則（平成10年郡山市規則第1号。以下「規則」という。）第11条に定めるもののほか、市営住宅の入居手続の猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入居決定者 条例第8条第2項に規定する者をいう。
- (2) 入居補欠者 条例第10条第1項に規定する者をいう。
- (3) 入居手続 条例第11条第1項各号に規定する手続をいう。
- (4) 入居手続の期限 入居決定の通知があった日から10日以内をいう。（初日は算入せず、その期限が郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する休日（以下、「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日でない日を期限とする。）
- (5) 入居者 条例第11条第5項に規定する者をいう。

(承認基準)

第3条 条例第11条第1項第1号に係る入居手続の猶予は、入居手続の猶予を必要とする事由が次の各号のいずれかに該当する場合に、入居手続の期限の翌日から起算して14日を上限に、行うことができる。ただし、入居補欠者であった者が入居決定者となった場合であっても、当該入居決定の通知があった月の翌月21日を超えて、猶予することはできない。

- (1) 連帯保証人となる予定であった者が、連帯保証人の資格を満たさないものとして、新たな連帯保証人を見つけるとき
- (2) 条例第11条第4項の規定による連帯保証人の免除又は猶予の申請をするとき
- (3) その他市長が前号に準ずる事情があると認めるとき

2 条例第11条第1項第2号に係る入居手続の猶予は、入居手続の猶予を必要とする事由が次の各号のいずれかに該当する場合に、入居手続の期限の翌日から起算して14日を上限に、行うことができる。ただし、入居補欠者であった者が入居決定者となった場合であっても、当該入居決定の通知があった月の翌月21日を超えて、猶予することはできない。

- (1) 連帯保証人となる者が、市外に居住しており、規則第10条第2項各号に掲げる書類の取得に時間を要するとき
- (2) 規則第10条第1項に規定する請書の提出後に、当該書類の補正を求められたとき
- (3) 規則第10条第2項各号の提出後に、当該書類の補正又は追加書類を求められたとき
- (4) その他市長が前号に準ずる事情があると認めるとき

3 条例第11条第1項第2号に係る入居手続の猶予は、入居手続の猶予を必要とする事由が次の各号のいずれかに該当する場合に、入居手続の期限の翌日から起算して20日を上限に、行うことができる。ただし、入居補欠者であった者が入居決定者となった場合であっても、当該入居決定の通知があった月の翌月21日を超えて、猶予することはできない。

- (1) 生活保護を受給している又は受給予定であり、生活支援課による敷金の給付に時間を要するとき
- (2) 資力が乏しく、勤務先の給料支給等を待たずに、敷金を確保することが困難なとき
- (3) 条例第19条第2項の規定による敷金の減免又は猶予の申請をするとき
- (4) その他市長が前号に準ずる事情があると認めるとき

4 前3項の規定に関わらず、特に特別な事情があり、社会通念上入居手続の猶予を認めることが適当であると市長が認める場合は、例外的に前3項に定める期間を超えて、猶予承認を行うことができる。ただし、この場合の期間は、入居決定の通知があった月の翌月21日以内とする。

5 入居手続の猶予を必要とする事由が、第1項から第3項までに掲げる事由の複数に該当する場合は、各項に規定するいずれか長い期間を適用するものとする。

(承認できる回数)

第4条 前条の規定により、入居手続の猶予を承認することができる回数は、原則として、1回とする。ただし、前条の規定により猶予した期間内に、やむを得ない事情により入居手続ができない場合で、社会通念上入居手続の猶予を認めることが適当であると市長が認める場合は、例外的に、入居決定の通知があった月の翌月21日以内を限度に、再度、猶予承認を行うことができる。

(申請書)

第5条 入居決定の通知があった日から10日以内に入居手続をすることができない、又は前条ただし書きの規定により市長の承認を得ようとする入居決定者は、入居手続の期限又は猶予承認を受けた期限内に、市営住宅入居手続猶予申請書（規則第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(標準処理期間)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに調査及び審査を行い、当該申請を受け付けた日の翌日から起算して5営業日以内に、猶予の承認の可否を決定するものとする。

2 市長は、猶予の承認する場合にあってはその猶予の決定の内容を、猶予を承認しない場合にあってはその決定の日から起算して3日後の日（その日が入居手続の期限内の日であるときは、当該期間内の末日）を期限として入居の手続をすべき旨を申請者に通知するものとする。

(通知書)

第7条 規則第11条第2項の規定により決定した猶予の承認の可否は、市営住宅入居手続猶予承認通知書（第1号様式）により行うものとする。

(家賃の計算)

第8条 市長は、次の表の各号に掲げる入居手続が完了する時期の区分に応じて、入居日を指定し、それぞれ当該各号に定める家賃を賦課するもの

とする。

	入居手続きが完了する時期	市長が指定する入居日	家賃の賦課
1	次の入居者公募の日の当日以前	入居決定者となった月の翌月1日	満額
2	次の入居者公募の日の翌日以後	入居手続きが完了した日	日割り

(入居補欠者への準用)

第9条 入居補欠者が入居決定者として通知を受け、入居手続きの期限までに入居手続きができない場合は、第3条から前条までの規定を準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に入居手続きの猶予の決定については、この要綱に基づき、決定されたものとみなす。

第1号様式（第7条関係）

市営住宅入居手続猶予承認通知書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで申請のあった市営住宅入居手続の猶予については、下記のとおりです。

なお、下記の期限までに入居手続を履行しないときは、当該市営住宅の入居決定を取り消します。

記

1 連帯保証人の届出

連帯保証人の届出について、これを 年 月 日（ ）まで猶予する。

2 住宅の賃貸借契約に係る書類

住宅の賃貸借契約に係る書類の提出について、これを 年 月 日（ ）まで猶予する。

3 敷金の納付

敷金の納付について、これを 年 月 日（ ）まで猶予する。